

船橋会部長・組長の役割と主な業務（令和3年度（2021年度）版）

	部 長	組 長
0.期待される役割	《船橋会目的》本会は会員相互の理解と協調により安全安心な住み良い町づくりを目的とする（会則3条）。 船橋会目的を達成する為、担当するエリアを代表する役員として、会の運営に積極参画し、エリア内会員・住人の参加を促進する。	
1.担当するエリアの確認 (補足1)	前年部長から引き継ぎ、担当エリアの今年度組長を確定・確認する。併せて、ご自身の連絡先（電話番号・住所）を、組長に周知する。	・前年組長から引き継いだ会費集金カードなど資料を点検、担当エリアを確認し、今年度の準備をする。→欄外 補足1
2.町会費の徴収 集金期間：総会終了後 (5/9日～6月末)	組長さんが徴収した会費と集金票コピー※1を、会に届ける（下記のいずれかの方法で）。 方法1.常会時（13時～13時半）納入。 方法2.常任役員に託す（事務所開所時等）。	担当エリアの町会費を徴収し、部長に届ける。 ・町会費を部長に納入時、原本はお手元に保管し、集金票コピーを部長に提出する。※1 事務所に領収書用紙を準備しています。必要な方は請求（必要枚数をお知らせ）ください。
3.町会運営への参画	・部周辺に問題あれば、常会などで共有。 ・常会に出席。 —議事録は、回覧物として回覧される— ・総会に出席。（5/9（日）開催予定） ・各種町会行事への参画・協力・参加。	・組周辺に問題があれば、部長と相談し、船橋会にあげ共有する。 ・各種町会行事への積極参加、組内会員への参加を勧誘する。
4.町会回覧物の配布・回覧	原則、第2・4土曜日に届く回覧物を組長に配布。	部長から配布された回覧物を、都度、組員に回覧する。
5.各種募金集金への協力		★「赤い羽根募金」—令和3年度は、戸別訪問集金はしません。 ★「赤十字活動費募集」一日赤団員が不在の組は、組長に協力依頼あり。 依頼があった組は、町会費と一緒に集金に当たってください。 ★「社会福祉協議会会費募集」「歳末助けあい・地域ささえ合い募金」 —組長に集金依頼はありません。

補足1. 会の目的達成には、全世帯加入が望ましいが、船橋会未加入の世帯があります。会では、会の目的達成のため、加入促進に努めています。

部長・組長には、エリア内居住の未加入世帯を把握し、加入勧誘に協力していただくよう期待します。

※1 個人情報保護の観点から＜町会会員名簿の新規作成は致しておりません＞。各組の集金票コピーを事務所に保管し、会員台帳とさせていただきます。